

山梨県富士山科学研究所不正調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 山梨県富士山科学研究所における研究活動上の不正に係る調査の手続き等に関する取扱規程第13条第1項に基づき、研究活動上の不正行為について調査するため、不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 調査委員会の委員は、副所長及び所長が指名する山梨県富士山科学研究所の職員並びに所長が指名する外部有識者をもって充てる。

2 前項の委員の半数以上は、外部有識者とする。

3 調査委員会の委員長には副所長をもって充て、委員長代理には委員長が指名した者をもって充てる。

(会議)

第3条 調査委員会は、委員長が招集し、会議を総理する。

2 委員長に事故あるときは、委員長代理がその職務を代行する。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員は、自己又は親族に関する事案の審査に参加することができない。

5 会議は、非公開とする。

(委員以外の出席)

第4条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めその意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(その他必要な事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、その運営に関して必要な事項は、調査委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

この要綱は、令和2年1月16日から施行する。